

田子の浦港港湾計画資料

－ 軽 易 な 変 更 －

平 成 2 2 年 3 月

田子の浦港港湾管理者

静 岡 県

目 次

1. 変更理由	1
2. 施設計画に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 小型船だまり計画	4
2-3 廃棄物処理への対応	7
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	10
4. 環境の保全に関する資料	12
5. 新旧法線対照図	13
6. 地方港湾審議会委員名簿	14

1 変更理由

循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進に伴うエネルギー関連貨物の輸送動態の変化への対応、放置艇の適切な収容、及び港内における有害な底質土砂の拡散を防止し、航路・泊地における浚渫土砂の処理用地を確保するため、依田橋地区において公共埠頭計画、小型船だまり計画、廃棄物処理への対応等を追加、変更する。

2 施設計画に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 概況

田子の浦港は、潤井川と沼川が合流する河口部を掘込式により築造された港湾で、そのすぐ背後には鉄道や幹線道路が通り、水際線近くまで工場や住宅が立地していることに加え、外海が急峻な海底地形であることから沖合への拡張は多大な投資が必要となり、新たな用地の確保や施設整備は困難な状況にある。

循環型社会の推進や地球温暖化対策への幅広い民間企業の取組みに伴い、エネルギー関連貨物等の輸送動態が変化し、既存の公共埠頭のみでは貨物の取扱いに限界が生じ、背後産業の貨物需要に対して十分に対応できていない状況となっている。

このため、造成する土地の一部を公共埠頭用地として利用し、物流の効率化を求める地域の要請に応える。

(2) 公共埠頭計画の必要性

貨物需要に対する空間的な制約を改善するため、既定計画において放置艇の暫定的な収容場所として位置付けされている依田橋地区の水面貯木場を埋立て、その一部を公共埠頭として利用する。

これにより、隣接する埠頭用地とあわせ一体的で効率的な利用を可能とし、近年のエネルギー関連貨物等の輸送動態に対応した安定的な輸送拠点の形成を図る。

(3) 今回計画する公共埠頭の規模及び配置

今回計画する公共埠頭の規模及び配置は次のとおりである。

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

依田橋地区	物揚場	水深 2m 延長 103m
	導流堤	延長 68m
	水面貯木場	水深 2m 面積 1.3ha

表 2-1-1 今回計画する公共埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	面積	区分	取扱品目	規模及び配置の考え方
依田橋	埠頭用地	8.1ha (うち 6.8ha 既設)	既設の変更	石炭 砂・砂利 その他金属 類等	依田橋水面貯木場埋立地に配置し、所要の面積を確保する。

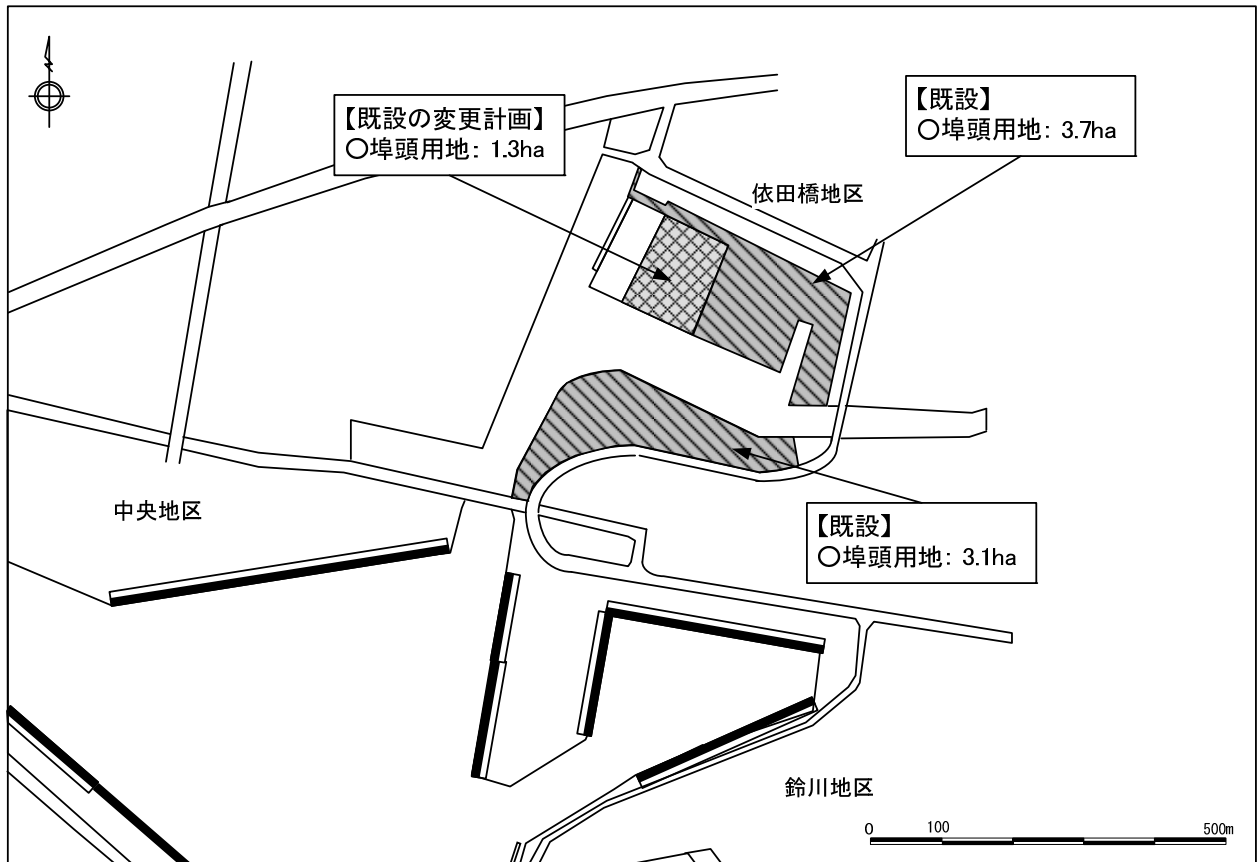


図 2-1-1 今回計画する公共埠頭の位置図

2-2 小型船だまり計画

(1) プレジャーボートの係留状況

港内のプレジャーボートは、一部が富士地区の港湾関連施設に陸上保管されているほか、多数のプレジャーボートが沼川に放置係留されている状況にある。

表 2-2-1 プレジャーボート係留状況

地区	箇所	隻数 (H12 調査)	隻数 (H21 調査)	備考
富士地区	港湾関連施設	13 隻	18 隻	
依田橋地区	河合橋下流	31 隻	39 隻	放置艇
	河合橋上流	40 隻	58 隻	〃
計		84 隻	115 隻	

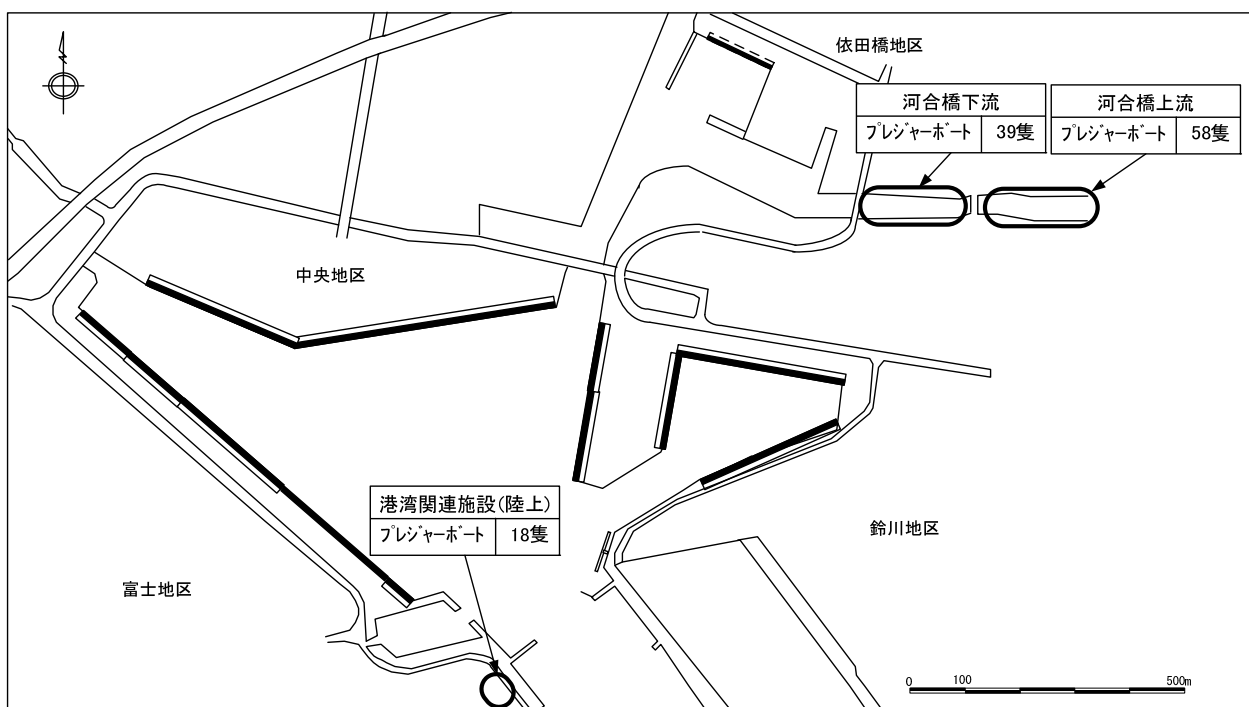


図 2-2-1 プレジャーボート係留状況図 (H21 調査)

(2) 既定計画における放置艇対策

沼川の放置艇や不法に設置された係留施設については、洪水時の流出による港湾機能阻害や河川流下能力の低下が懸念され、景観上も好ましくない状況にある。

このため既定計画では、放置係留艇の適正な収容として、富士地区の港湾関連施設に陸上保管されている 13 隻を除いた依田橋地区の放置艇 71 隻を、関係者間との調整・検討の上で、将来的に富士地区南の臨港道路 15 号線の付け替え跡地（富士南空き地）で収容を図ることとし、当面は依田橋地区の依田橋物揚場・水面貯木場を暫定係留場所としていた。

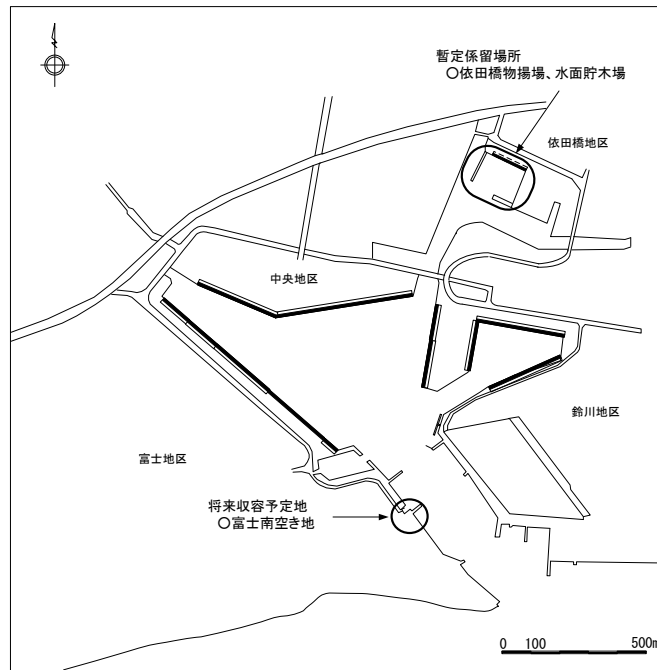


図 2-2-2 既定計画における暫定係留及び将来収容予定地

(3) 小型船だまり計画の必要性

今回、依田橋水面貯木場において、当該地における汚染された底質土砂の拡散防止と航路・泊地における浚渫土砂の処理地を確保する中で、水面貯木場の埋立てを計画することとなり、既定計画での放置艇対策を見直す必要性が生じた。

このため、今回造成する埋立地の一部を小型船の陸上保管による小型船だまりとして活用することにより、当該地での恒久的な受入を行い、放置艇の適切な収容を図ることとした。

(4) 今回計画する小型船だまりの規模及び配置

今回計画する小型船だまりの規模及び配置とその考え方は、表 2-2-2 のとおりである。なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

依田橋地区 物揚場 水深 2m 延長 33m
水面貯木場 水深 2m 面積 0.7ha

表 2-2-2 今回計画する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	船舶種類 (隻数)	種別	施設規模	施設規模及び配置の考え方
依田橋	依田橋小型 船だまり	プレジャーボート 休憩用(97 隻)	新規 計画	物揚場 水深 2m 延長 51m 埠頭用地 0.7ha	依田橋水面貯木場埋立地の一部を活用し、すべての放置艇の陸上保管に必要な施設規模とする。

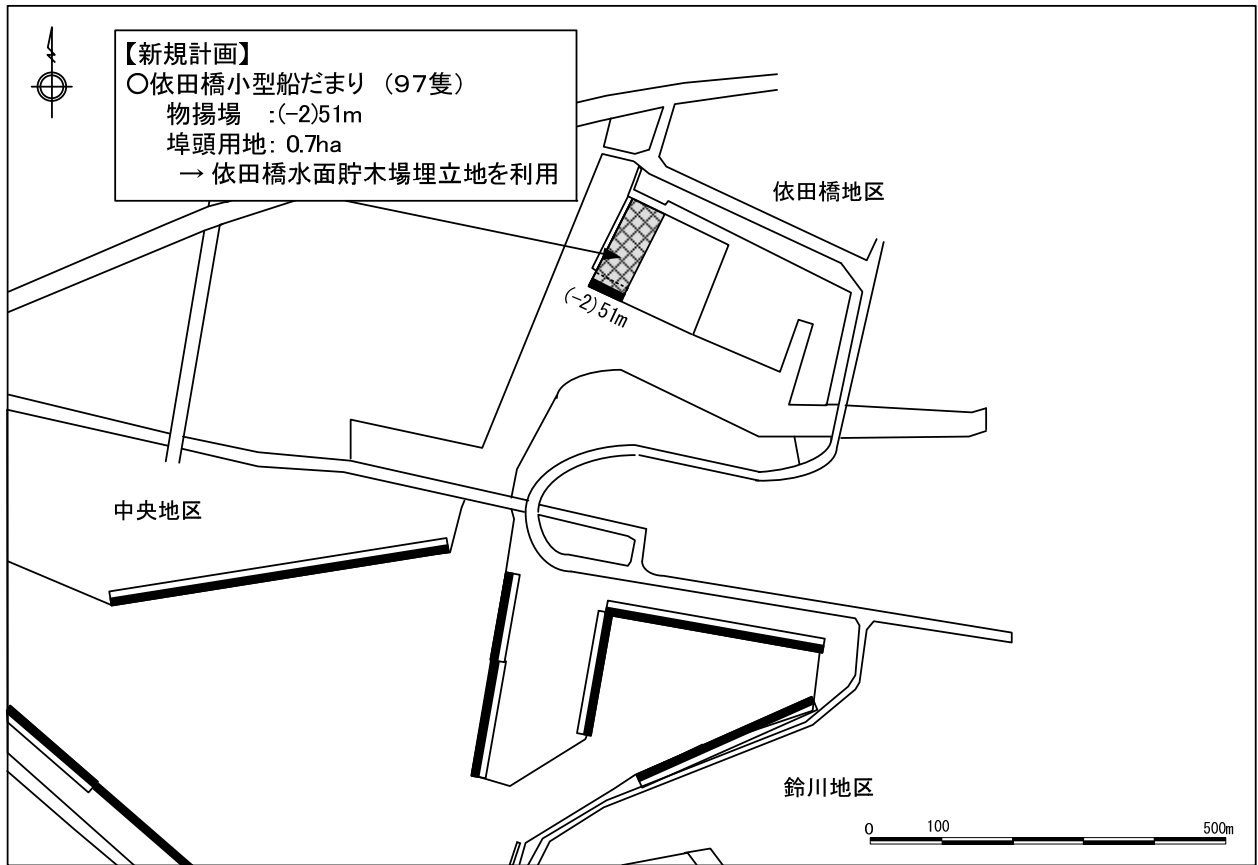


図 2-2-3 今回計画する小型船だまりの位置図

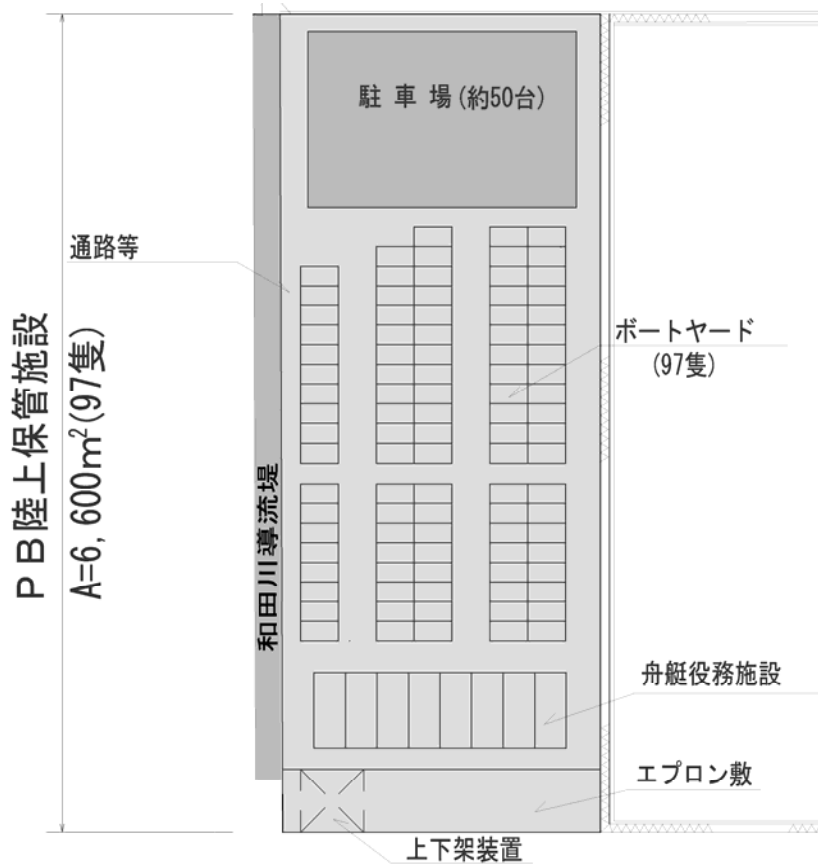


図 2-2-4 依田橋小型船だまり構想図

2-3 廃棄物処理への対応

(1) 浚渫土砂の発生状況

田子の浦港では、取扱い貨物量の増加や利用船舶の大型化に対応した、中央埠頭多目的国際ターミナル整備に伴う中央地区の航路、泊地の水深 12m への増深改良工事を進めており、約 57 万 m³ の浚渫土砂が発生する。

また、田子の浦港は、潤井川と沼川が合流する河口部に位置する掘込式港湾であるため、河川からの多大な流下土砂に加え、港湾背後に立地する製紙工場等からの排水に含まれる浮遊物質が泊地に堆積する。田子の浦港では、これらの泊地埋塞による港湾機能の低下を防止するために、年間約 10 万 m³ の泊地維持浚渫を実施している。

中央地区の航路、泊地増深計画区域を含む田子の浦港の底質には、環境基準を超えるダイオキシン類が含有されていることが判明し、平成 16 年 3 月に策定された第 7 次「富士地域公害防止計画」等に基づき、ダイオキシン類による底質汚染の拡大を防止するため、浚渫除去による底質の浄化対策を推進している。

泊地維持浚渫に加え、多目的国際ターミナル整備に伴う航路、泊地の増深計画と公害防止計画による環境基準を超える土砂の除去を合計した浚渫土砂量は約 112 万 m³ となっている。

(2) 浚渫土砂の処理の必要性

田子の浦港における浚渫土砂については、既定計画に基づき、河川等からの流下土砂の発生源である富士市内での処理を原則として、良質土については侵食傾向にある田子の浦港海岸吉原地区への養浜材として有効利用し、浮遊物質等が含まれるその他の土砂については高圧脱水処理、固化を行い、山間地への陸上処理や港内の緑地等への埋立材として有効利用している。

しかしながら、航路、泊地の増深計画に伴う土砂とその上に堆積している環境基準を超える底質土砂は、分別して浚渫することは困難なことから、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」に基づき、ダイオキシン類の含有濃度に応じた適切な処理が必要となっている。

また、使用されなくなった依田橋地区水面貯木場においても、環境基準を超える底質土砂が確認されており、中央航路の底質土砂とあわせ、依田橋地区水面貯木場を流出・浸出対策を講じた護岸構造を有する処理地として、当該地に封じ込め、汚染物質の拡散を防止するとともに、浚渫土砂の処理地を確保する。

(3) 浚渫土砂の処理計画

港湾から発生する浚渫土砂の発生量及び処理計画は表 2-3-1 のとおりである。

維持浚渫により発生する浚渫土砂のうち、良質なレキ分については、養浜材として有効利用し、海浜の安定を図っていく。その他、細粒分については、高圧脱水処理を行い、陸上に埋立処理を行っていく。

また、航路、泊地の増深計画と公害防止計画により対策が必要となる汚染土砂については、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」を基に静岡県が策定している『田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画』に従い、ダイオキシン類の含有濃度に応じた適切な処理を行っていく。

- ・ダイオキシン類の含有濃度が 1,000 pg-TEQ/g 以下の汚染底質区域から浚渫した土砂については、砂礫を分級して養浜材料として有効利用し、土壌の環境基準を満たす残渣については高圧脱水、セメント固化処理を行い、埋立材として有効利用を図る。
- ・1,000 pg-TEQ/g 超～3,000 pg-TEQ/g 以下のダイオキシン類濃度を含有する港内地区の中央航路と依田橋地区の水面貯木場の汚染底質土砂については、利用されなくなった水面貯木場に埋立て、管理型処分場として管理する。
- ・3,000 pg-TEQ/g を超える底質土砂については、分解無害化処理を行う。

なお、今回計画に伴う航路、泊地の増深計画と公害防止計画による環境基準を超える浚渫土砂のダイオキシン類含有濃度別処理計画は表 2-3-2 のとおりである。

表 2-3-1 浚渫土砂の処理計画（平成 21 年～平成 24 年）

廃棄物の種類	発生量 (千 m ³)	処理方法	処理場所	処理量 (千 m ³)	摘要
浚渫土砂	1,119	陸上埋立	内陸地	164	
		養浜利用	吉原海岸	508	
		陸上埋立	鈴川地区	240	下表①
		水面埋立 (管理型埋立処理)	依田橋地区	100	下表② を含む
		無害化処理	内陸地	1	下表③
			合 計	1,013	

注：中間処理プラントにて脱水減容するため、発生量と処理量の合計は一致しない。

表 2-3-2 浚渫土砂のダイオキシン類含有濃度別処理計画

項目	含有濃度	対象土砂量 (千 m ³)	処理方法
①	150 pg-TEQ/g 超～ 1,000 pg-TEQ/g 以下	240	陸上埋立
②	1,000 pg-TEQ/g 超～ 3,000 pg-TEQ/g 以下	70	水面埋立 (管理型埋立処理)
③	3,000pg-TEQ/g 超	1	無害化処理

3 土地造成及び土地利用計画

3-1 土地造成及び土地造成に係る土地利用計画

(1) 土地造成の必要性

輸送動態の変化による公共埠頭用地不足への対応と、放置艇を適切に収容するとともに、港内における有害な底質土砂を封じ込め、航路・泊地における浚渫土砂の処理地を確保するため土地造成を行う必要が生じた。

(2) 土地の造成に係る土地利用の区分別面積

土地の造成に係る土地利用の区分別面積とその主な内容及び配置の考え方は、次のとおりである。

表3-1-1 土地造成に係わる土地利用計画の変更理由

地区名	土地利用区分	土地利用面積		主な内容	面積及び配置の考え方
			うち造成面積		
依田橋	埠頭用地	2.0ha	2.0ha		
	(公共埠頭)	(1.3ha)	(1.3ha)	野積場	依田橋水面貯木場埋立地に配置し、利用可能な面積を確保する。
	(小型船だまり)	(0.7ha)	(0.7ha)	保管施設	依田橋水面貯木場埋立地の西側に配置し、必要面積を確保する。

3-2 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用及び土地造成を次のとおり計画する。

(1) 土地利用計画

表3-2-1 土地利用計画

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
依田橋地区	(8.8) 8.8	(1.3) 1.3	(10.8) 10.8	(3.0) 3.0	(1.0) 1.0	(24.9) 24.9

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

表3-2-2 土地利用計画

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
依田橋地区	(6.8) 6.8	(1.3) 1.3	(10.8) 10.8	(3.0) 3.0	(1.0) 1.0	(22.9) 22.9

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

(2) 土地造成計画

表3-2-3 土地造成計画

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
依田橋地区	(2.0) 2.0					(2.0) 2.0

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

表3-2-4 土地造成計画

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
依田橋地区						(0.0) 0.0

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

4 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回計画により、大気質への汚染負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動への影響と評価

今回計画により、新たに発生する交通量は少なく、道路交通への影響は僅かなことから、騒音・振動への影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質・底質への影響と評価

今回計画においては、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」に基づき、依田橋地区の水面貯木場及び港内地区の中央航路における環境基準を超えた汚染底質土砂を、流出・浸出対策を講じた護岸構造を有する処理地に封じ込めることから、今回計画が水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 生態系への影響と評価

今回計画における水面貯木場の埋立てについては、その規模が小さく、生物の生育・生育域の直接的な改変の程度は軽微であると考えられる。

なお、環境基準を超えた汚染底質土砂を封じ込めることにより、生態系食物連鎖によるダイオキシン類の拡散が防止されるものと考えられる。

(5) 潮流・流水への影響と評価

今回計画における潮流・流水への影響については、準三次元不等流計算により影響評価を行ったところ、埋立てに伴う流下能力の低下は軽微なことを確認している。

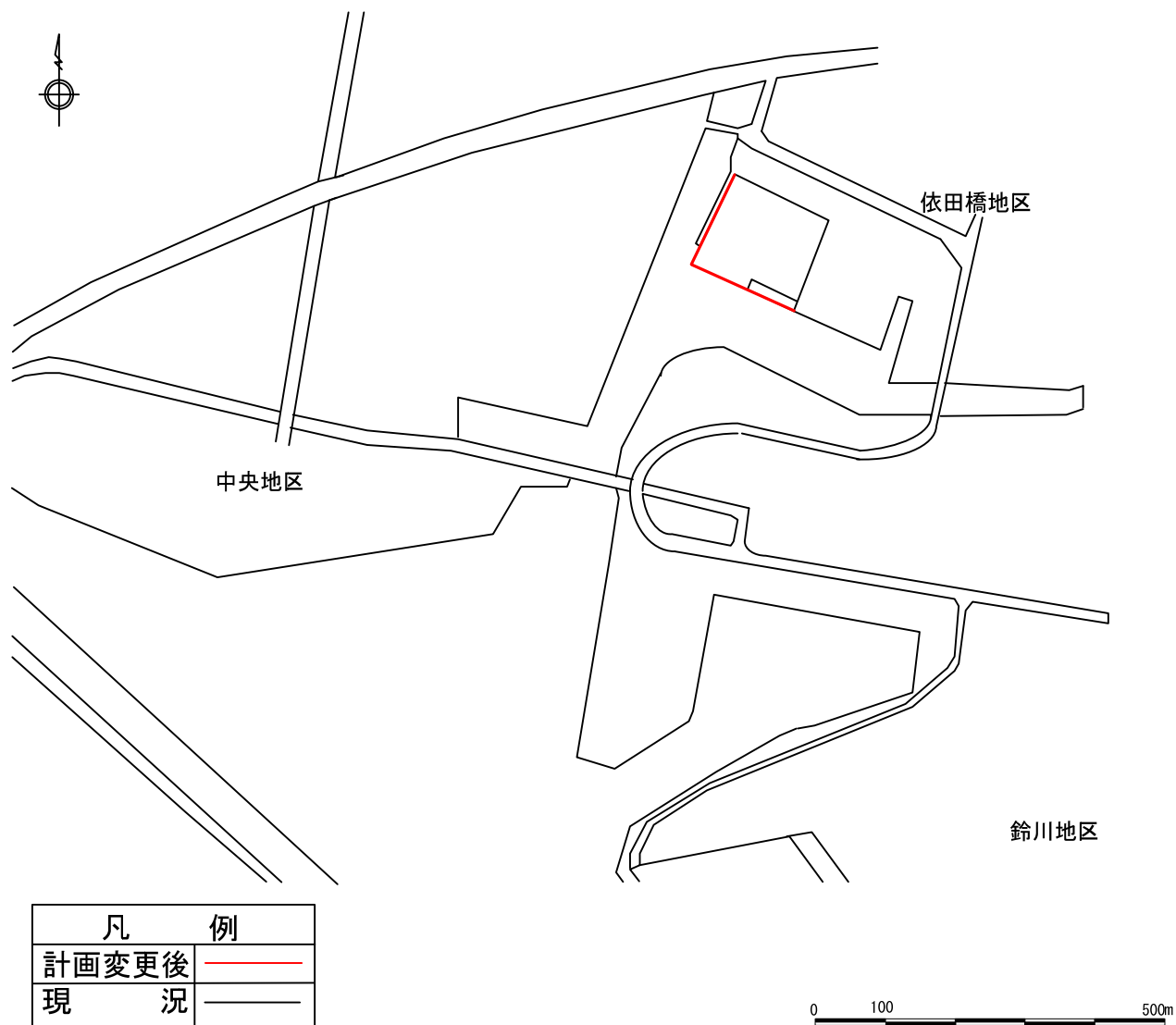
なお、放置艇の適切な収容を図ることにより、洪水時の船舶等の流出を防止し、港湾機能や河川流下能力の阻害を防止できるものと考えられる。

(6) 総合評価

今回計画に伴う本港周辺の自然環境等に及ぼす影響について検討した結果、その影響は軽微なものと考えられる。

なお、本計画の推進にあたっては、有識者を含めた第三者機関による委員会等を開催し、その詳細について十分精査し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力少なくするよう慎重に行うものとする。

5 新旧法線対照図



6 地方港湾審議会委員名簿

平成22年3月17日現在(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	役職名
学識経験者	中嶋 壽志	(財)静岡経済研究所常務理事
	伊吹 裕子	静岡県立大学環境科学研究所准教授
	金崎 まゆ美	静岡県消費者団体連盟会長
	高梨 成子	(株)防災&情報研究所 代表
	黒田 秀彦	(財)国際臨海開発研究センター理事長
	関 いずみ	東海大学海洋学部准教授
	高木 敦子	(有)アムズ環境デザイン研究所代表取締役
	天野 雪子	静岡県商工会女性部連合会副会長
	山口 祐子	浜松NPOネットワークセンター顧問
港湾関係者	西尾 忠久	清水港運協会会長
	岡田 初美	静岡県漁業協同組合女性部連合会会長理事
	長谷川 潔	清水水先区水先人会会長
	黄波戸 進	全日本海員組合静岡支部長
	安川 清一郎	関東船主会副会長
	山本 貴美枝	御前崎エコクラブ
国の地方行政 機関の職員	原 信造	財務省名古屋税関長
	富田 英治	国土交通省中部地方整備局長
	伊藤 松博	国土交通省中部運輸局長
	星 澄男	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
県議会議員	前林 孝一良	静岡県議会建設委員長
地元市町を 代表する者	小嶋 善吉	静岡県港湾振興会会長
	鈴木 尚	富士市長